

高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (平成27年度～平成29年度)を策定

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で活躍できる社会づくりや介護が必要となっても安心して暮らすことができる環境づくりを積極的に進めるため、市介護保険運営協議会や市民の方々からの意見を踏まえ、「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

①健康づくり
健康に関する相談や介護予防

②安心づくり
地域包括支援センターや介護保険サービスの充実、生活支援サービスや認知症対策の推進等を図ることにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めます。

③生きがいづくり
生涯学習の充実、介護支援ボランティア制度の導入、老人クラブや高齢者の就労を支援することにより社会参加を促進し、高齢者の方々の生きがいづくりを支援します。

◆介護保険料の改定
65歳以上の高齢者が対象となる第1号被保険者の介護保険料は、この計画の介護サービスの見込み量をもとに3年ごとに見直します。

高齢化に伴い、介護給付費の増加が見込まれ、また、介護給付費のうち第1号被保険者の負担割合が21%から22%

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料(年額)

保険料段階区分		基準額×保険料率	H27～29年度の保険料	(参考) H24～26年度の保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.5 (0.45)	30,600円 (27,540円)	28,800円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階に該当しない 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	120万円以下	基準額×0.65	39,780円
第3段階		120万円超	基準額×0.75	45,900円
第4段階		80万円以下	基準額×0.9	55,080円
第5段階		80万円超	基準額	61,200円
第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満	基準額×1.2	73,440円
第7段階		120万円以上190万円未満	基準額×1.3	79,560円
第8段階		190万円以上290万円未満	基準額×1.5	91,800円
第9段階		290万円以上400万円未満	基準額×1.6	97,920円
第10段階		400万円以上600万円未満	基準額×1.7	104,040円
第11段階		600万円以上800万円未満	基準額×1.8	110,160円
第12段階		800万円以上	基準額×1.9	116,280円

※第1段階の()内は、公費負担による減額賦課を行った後の保険料率、保険料です。
※介護保険料を特別徴収(年金から納付)で支払っている方は、原則として平成27年10月支給年金から変更後の保険料を適用し徴収します。なお、普通徴収(納付書等により納付)で支払っている方は、7月中に納付書等を郵送します。

国民健康保険・後期高齢者医療 人間ドックの助成を行っています

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ人間ドックの助成を行っています。市と委託契約をした医療機関で人間ドックを受けるときに、検査費用の7割相当額(4万円を限度)の助成を受けられます。

◆助成条件
▼国民健康保険被保険者
30歳以上75歳未満の方で、納期限までの国保税をすべて納めており、前回人間ドックを受けてからおおむね1年以上経過している方

▼後期高齢者医療被保険者
納期限までの後期高齢者医療保険料をすべて納めており、前回人間ドックを受けてからおおむね1年以上経過している方

◆手続き方法
医療機関に予約後、受診日に変更されました。これに対して、準備基金の取り崩しなどにより保険料の引き上げを抑制します。その結果、平成27年度から平成29年度の第1号被保険者の保険料基準年額を57,600円から61,200円に改定しました。また、所得に応じた段階区分を9段階11区分から12段階としました。

◆4月1日からの主な変更点
◆介護報酬改定
介護報酬の改定により、各介護保険サービスの自己負担額が変更されます。金額等の詳細が公開されています。

◆特別養護老人ホームの重点化
特別養護老人ホームは、在宅生活が困難な、中重度の要介護高齢者を支える施設となり、新たに入所するには、原則として要介護3以上の要件が必要となります。

ただし、要介護1や2の方でも、特例的に入所が認められる場合があります。

※この計画は市ホームページ等で公開しています

☎(70)03309

市と契約している医療機関

(白里出張所で申請した場合後は後日承認書を交付します)
国保大網病院、さんむ医療センター、亀田クリニック(亀田健康管理センター)、亀田総合病院附属葛張クリニック、地域医療機能推進機構千葉病院(旧千葉社会保険病院)、塩田病院、斎藤労災病院、浅井病院、国保旭中央病院、公立長生病院、千葉ロイヤルクリニック、ちば県民保健予防財団

※検査内容は医療機関によって異なりますので、予約をする際に医療機関へ直接ご確認ください

◆手続き方法

医療機関に予約後、受診日に変更されました。これに対して、準備基金の取り崩しなどにより保険料の引き上げを抑制します。その結果、平成27年度から平成29年度の第1号被保険者の保険料基準年額を57,600円から61,200円に改定しました。また、所得に応じた段階区分を9段階11区分から12段階としました。

◆4月1日からの主な変更点
◆介護報酬改定
介護報酬の改定により、各介護保険サービスの自己負担額が変更されます。金額等の詳細が公開されています。

◆特別養護老人ホームの重点化
特別養護老人ホームは、在宅生活が困難な、中重度の要介護高齢者を支える施設となり、新たに入所するには、原則として要介護3以上の要件が必要となります。

ただし、要介護1や2の方でも、特例的に入所が認められる場合があります。

※この計画は市ホームページ等で公開しています

☎(70)03309

ねんきんナビ

学生納付特例制度のご案内 お忘れなく!申請手続きは毎年必要です

学生の方で所得がない場合や少ないことにより、保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例を申請することができます。前年の所得などを審査し、承認されると、保険料の納付が猶予されます。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

◆申請できる方
20歳以上の学生の方で、前年所得が118万円以下の方
※前年または今年に会社等を退職して学生になった方は、前年所得が118万円を超えていても退職を考慮した審査が受けられます。ただし、離職票等の添付が必要です。

◆対象者
大学(大学院)、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する方
※国内に住所をおいたまま留学されている方はご相談ください

◆学生納付特例の承認期間
4月(または20歳誕生日)から年度末(3月末)

◆申請方法
昨年度(平成26年度)学生納付特例が承認され、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が郵送された方は、必要事項を記入し、返送することにより申請ができます。

ただし、はがき形式の申請書が届かない方は、学生証(両面・コピー可)または在学証明書、年金手帳、印かんを持参のうえ、申請する必要があります。

※はがき形式の対象者は、昨年度の学生納付特例申請を平成27年1月中旬までに申請された方となります

☎043(242)6320
市民課国保年金班
☎(70)0334

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターだより

～認知症ケアのユマニチュード～

ユマニチュードとは、フランスで開発された、認知症の方のケアをするための新しい方法です。見る・話しかける・触れる・立つという4つの方法が柱となっています。

◆見る
正面で目の高さを合わせ、近い距離から長い時間見つめます。まっすぐ見つめ合う事でお互いの存在を確認する事ができ、目の高さを同じにする事で威圧感を与えずに対等な関係である事を感じてもらえます。また、視野が狭くなりがちな認知症の方を驚かせることなく接する事ができます。

◆話しかける
優しく、前向きな言葉を使い、繰り返し話し掛けます。介助をするために体を触れる場合も、いきなり触れず、触る部分を先に言葉で伝えて安心感を与えます。

◆触れる
体に触れてスキンシップをはかります。優しく背中をさすったり、歩く時にそっと手を添えるなど、認知症の方が安心できるように工夫します。

◆立つ
寝たきりにならないよう、自力で立つことを大切にします。歯磨きや体を拭くような時でもできるだけ立ってもらいます。立つ事で筋力の低下を少しでも防ぐことができ、座ったり寝たりしている時よりも視野が広がって頭に入る情報量を増やす事ができます。

視野の中心にいる人しか認識できず、何をされているかを聞いてもすぐに忘れてしまう状態で、後ろから声を掛けられたり、いきなり体に触れられたら、どんな思いをするでしょうか。認知症の方はそんな状態の中にいます。日々の生活の中でできる所から少しずつ、優しさの「技術」を取り入れてみてはいかがでしょうか。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています。自宅等に訪問することもできますのでお気軽にご相談下さい。

☎(70)0439 FAX(70)1093
在宅介護支援センターおおもみ緑の里
☎(73)5146
在宅介護支援センター杜の街
☎(70)1666